

令和 7 年

第 2 回市議会臨時会 議案第 4 号

専決処分の報告について

函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例を廃止する条例附則第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による廃止前の函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日次のとおり専決したので、議会の承認を求める。

令和 7 年 5 月 19 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例を廃止する条例附則第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による廃止前の函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例を廃止する条例（令和 5 年函館市条例第 23 号）附則第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による廃止前の函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例（令和元年函館市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例を廃止する条例（以下「廃止条例」という。）附則

第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止条例による廃止前の函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条に規定する適用資産に対して課する令和7年度分の固定資産税に係る旧条例第3条に規定する不均一課税の適用を受けようとする者（廃止条例附則第2項に規定する者に限る。）についての同条の規定の適用については、同条中「不均一課税の適用を受けようとする当該年度の賦課期日の属する年の1月31日までに」とあるのは、「函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による廃止前の函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和7年函館市条例第47号）の施行の日から起算して30日以内に」とする。